秦野市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成金 交付要綱

(令和5年8月7日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(以下「HPV ワクチン」という。)の予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1 項の規定による予防接種(以下「定期接種」という。)について、対象年齢 を過ぎて任意接種を受けた者に対し、その費用の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定める。

(申請者)

- 第2条 助成を受けることができる者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
  - (1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子で、 令和4年4月1日時点で本市に住民登録があること。
  - (2) 16歳となる日の属する年度の末日までに定期接種において3回の接種を完了していないこと。
  - (3) 17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに国内 の医療機関において、組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価 HPVワクチンの任意接種を受けて費用を支払っていること。
  - (4) 助成を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種(予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第3条第1項の表ヒトパピローマウイルス感染症の項予防接種の対象者の欄に該当することにより実施される定期接種をいう。)を受けていないこと。

(助成額等)

第3条 助成金の額は、HPVワクチンの任意接種を受けた医療機関に支払った接種費用(最大3回接種分まで)に相当する額とし、1回当たりの助成限度額は、次の表に定めるとおりとする。

接種時期	助成限度額
平成25年4月から令和元年9月まで	16,383円
令和元年10月から令和3年3月まで	16,753円
令和3年4月から同年11月まで	16,808円
令和3年12月から令和4年3月まで	16,753円

(助成の申請)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする者は、ヒトパピローマウイルス感染症 に係る任意接種費用助成申請書兼請求書(第1号様式)に、次に掲げる書類 を添えて提出するものとする。
  - (1) HPVワクチンの任意接種を受けた医療機関に支払った接種費用の額及 び接種回数を証明できる書類(原本)
  - (2) 接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載 がある予診票等(写し)
- 2 申請者が前項第2号に掲げる書類等を添付することができない場合には、 ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成申請用証明書(第2 号様式)の提出をもって代えることができる。
- 3 第1項の申請は、申請者1人につき1回限りとし、全ての接種分をまとめて申請するものとする。

(申請期限)

第5条 申請期限は、令和7年3月31日とする。

(助成の決定)

- 第6条 第4条第1項の申請に対し、助成することを決定したときは、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成決定(却下)通知書(第3号様式)により申請者に通知する。
- 2 申請があった書類に記載漏れその他の不備があったときは、申請者に連絡 のうえ、補正させるものとする。この場合において、申請者が補正に応じな いとき又は申請のあった日から3か月以内に補正が行われなかったときは、 その申請が取り下げられたものとみなす。
- 3 助成の決定を行った後に、振込不能等があり、本市が確認その他の振り込みのための事務に努めたにもかかわらず、申請のあった書類の補正が行われないことにより、助成を決定した日から3か月以内に助成金の交付ができなかったときは、その申請は取り下げられたものとみなす。

(助成決定の取消し及び助成金の返還)

- 第7条 助成の決定を行った後に、次に掲げる要件のいずれかに該当することが明らかとなったときは、助成を決定した全部若しくは一部を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部について返還を求めるものとする。
  - (1) 助成要件に該当しないこと。
  - (2) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受け、又は助成金の交付を受

けたこと。

## 附則

この要綱は、令和5年8月7日から施行し、令和7年3月31日限り、その 効力を失う。ただし、同日までに助成の申請がされた場合の助成金の交付その 他の手続については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。